

「(仮称)千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」
の骨子案に対する意見と県の考え方

※御意見については、趣旨を損なわない範囲で要約させていただいております。

【意見の提出状況】

意見提出者数 669人

提出意見数 1,279件

【項目】

- 1 条例の題名について
- 2 「趣旨」について
- 3 (1) 「基本理念」全体について
- (2) 「目指す社会①」・年齢について
- (3) 「目指す社会②」・性別について
- (4) 「目指す社会③」・障害の有無について
- (5) 「目指す社会④」・国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認について
- 4 「県の責務」について
- 5 「県と市町村との連携」について
- 6 「県民等の役割」について
- 7 (1) 「県の行うべき措置（広報）」について
- (2) 「県の行うべき措置（財政）」について
- 8 骨子案全体について
- 9 規定、内容の追加等について
- 10 条例制定全般について
- 11 男女共同参画について
- 12 条例制定後の施策について
- 13 制定プロセスについて
- 14 その他

No.	意見の概要	同趣旨 の意見 数	県の考え方
1 条例の題名について			
1	条例の名称を「多様性尊重条例」のような明確な名称にすべき。	1	本条例は、多様性の尊重が社会の活力及び創造性の向上につながるという認識の下、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成を目指そうとするものです。本条例の題名は、本条例の内容を端的に表しており、適切であると考えています。
2	「千葉県民の多様性が等しく尊重される社会の推進に関する条例」とすべき。	1	
3	条例の名称において、「活躍」の文言ではなく、「その人らしく生きる」、「差別をなくす」等の表現に見直すべき。	4	
4	条例のタイトルに「男女共同参画」、「男女平等」を入れてほしい。	3	
5	条例の名称を「千葉県性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例」にしてほしい。	1	
6	条例の名称を修正してほしい。	1	
7	条例名が長すぎるのではないか。	1	
2 「趣旨」について			
8	「差別を受けることなく」という文言を堅持してほしい。	1	あらゆる人々が差別を受けることなく、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重される社会をつくっていく必要があると考えており、このことを「趣旨」に明記しています。
9	「差別を受けることなく」とあるが、差別の定義が曖昧で拡大解釈されるおそれがあるため問題である。	9	多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の前提を述べたものであり、差別禁止の規定ではありません。

No.	意見の概要	同趣旨 の意見 数	県の考え方
10	千葉県毎月常住人口調査では令和5年1月から8月の人口は、月により減少はあるものの人口増加の傾向が見てとれるが、人口減少と書いてあるのは、どこかの一定の地域に対する認識か。また、グローバル化については、何世紀も前に生じており昨日今日に生じた事象ではない。いずれも、急激に問題化している事象ではない。	1	<p>「人口の減少」は、本県の人口（毎年10月1日現在）が、平成23年（2011年）には、死亡数が出生数を上回る自然減となり、令和3年（2021年）には社会増による人口増加を自然減による人口減少が上回る、総人口減少時代に入ったことを指しています。</p> <p>また、グローバル化が進む現代社会においては、資本や労働力の国境を越えた移動が活発化するとともに、貿易や投資による他国との経済的な結び付きも強まっており、本県の外国人居住者数も大幅に増加しています。</p>
11	「趣旨」にある「変化に対応する」ことが目的になるのは良くないので、文言を削除すべき。	1	<p>人口減少等、様々な社会環境の変化が生じている中、多様性を尊重することにより、社会の活力や創造性を高めていくことが重要と考えており、条例制定の趣旨として述べています。</p> <p>なお、本条例の目的は、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成を総合的に推進することです。</p>
12	「こうした変化に的確に対応していくためには」を「こうした状況に対して課題解決と社会発展のために」の文の意味合いにしてほしい。	1	<p>社会環境の変化に的確に対応していくことは、課題解決と社会発展につながるものと考えています。</p>
13	東京2020オリンピック・パラリンピックの県内開催、成田国際空港の機能強化、道路ネットワークの整備進展は、多様性尊重と関係ないのではないか。	25	<p>千葉県は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京2020オリンピック・パラリンピックの県内開催により、国籍や文化的背景などの違いを乗り越えてフェアに競い合う姿や、パラアスリート等の活躍する姿に触れ、多様性を尊重することの意義についての認識が高まっている ・成田国際空港の更なる機能強化や道路ネットワークの整備進展等により、外国人の往来や交流人口の増加など、ヒトやモノの流れが一層活発化することが見込まれている <p>など、多様性を生かせる舞台が整い、活力や創造性を一層向上させる好機を迎えていると考えています。</p>

No.	意見の概要	同趣旨 の意見 数	県の考え方
14	パラリンピックには包摂されない、デフリンピックやスペシャルオリンピックスなどへの言及も行うべき。	1	東京2020パラリンピック競技大会では、千葉県内で4競技が実施され、これにより、国籍や文化的背景などの違いを乗り越えてフェアに競い合う姿や、パラアスリート等の活躍する姿に触れ、多様性を尊重することの意義についての認識が高まっているなど、多様性を生かせる舞台が整い、活力や創造性を一層向上させる好機を迎えていると考えており、こうした千葉県特有の好機について記載したものです。
3 (1) 「基本理念」全体について			
15	男女共同参画の視点が欠けているので、「基本理念」に「社会のあらゆる意思決定の場に対等な構成員として平等に参画する機会が確保されること」を追記すべき。	1	「基本理念」の<目指す社会>②に、「男女のいずれもが、性別を理由とする不利益を受けることなく、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に活躍している社会」と明記しており、御指摘の趣旨は含まれるものと考えています。
16	「基本理念」について、「社会の形成は…認識の下に行われる」を「…の社会を目指します」と修正すべき。	1	条例案は、県の法令作成の規定方法にのっとり、作成します。
17	「基本理念」にも、「あらゆる人々が差別を受けることなく」という文言を加えるべき。	1	「あらゆる人々が差別を受けることなく」は、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の前提であると考えており、「趣旨」に記載したものです。
18	目指す社会の4つの項目の目指す社会の姿が、項目によって不均衡であり、それぞれの障壁によって目指すゴールが異なることに疑問を感じる。	1	千葉県が目指す多様性が尊重され誰もが活躍できる社会に存在する主な違いごとに、具体的に目指す社会を規定しているため、内容や表現にも違いが生じていますが、いずれも多様性が尊重され誰もが活躍できる社会を具体化したものに変わりはないと考えています。

No.	意見の概要	同趣旨 の意見 数	県の考え方
3 (2) 「目指す社会①」・年齢について			
19	<p><目指す社会>①における「就業」について労働基準法による未成年者に対する制約が存在しており、「年齢にかかわらず、誰もが、希望や意欲に応じて」活動を行うことは不可能。この事実を踏まえた文言の修正が必要である。</p>	1	<p>条例は、法令の範囲内で制定されるものであり、このことは当然の前提となっています（憲法第94条、地方自治法第14条第1項参照）。</p>
20	<p><目指す社会>①について、法律上の年齢制限や、その人の資格や能力も関係するので、「年齢にかかわらず、誰もが、希望や意欲、その人の持つ資格や能力に応じて…活躍できる社会」とした方がよいと思う。</p>	1	<p><目指す社会>①は、年齢にかかわらず誰もが活躍できる社会について述べたもので、例えば国家資格など、年齢以外の制限を否定したものではありません。</p>
21	<p>「年齢にかかわらず」ではなく、「すべての人々が生涯にわたって生き生きと活躍できる社会を目指し、受け入れることができる社会」とした方が、現代のニーズに合っている。</p>	1	<p><目指す社会>①は、年齢の観点から目指す社会を述べたものです。「年齢にかかわらず、誰もが、希望や意欲に応じて、就業、学び、地域における活動等、様々な活動を行い、生涯にわたって、生きがいを持って活躍している社会」と記載しており、御指摘の趣旨は含まれるものと考えています。</p>
22	<p><目指す社会>①について学校教育で子どもたちに、異なる人の価値観など人の多様性を学ぶ場を持つことを加えてほしい。</p>	1	<p>具体的な施策については、本条例には規定せず、いただいた御意見や社会環境の変化、県民ニーズ、国の動向等も勘案しつつ、当事者など様々な関係者の意見を伺いながら検討・実施していきたいと考えています。</p>
23	<p>「年齢にかかわらず」とされている点が問題。小児も対象とするべきではない。小児性愛を認めることになる。</p>	2	<p><目指す社会>①は、年齢にかかわらず誰もが活躍できる社会を目指そうとするものであり、子どもへの性犯罪を許容するものではありません。</p>

No.	意見の概要	同趣旨 の意見 数	県の考え方
3 (3) 「目指す社会②」・性別について			
24	<p><目指す社会>④に「性自認」という言葉が入っていることを受け、「男女のいずれもが」「生来の男女のいずれもが」と性別の定義を明確化し、また、無制約に尊重されるわけではないことを明らかにするため「公共の福祉のもと」も追加すべき。</p>	1	<p><目指す社会>②は、男女共同参画社会の実現について述べたものであり、④は、その他の違いとして、例えば性的指向及び性自認などの違いが尊重されその人らしく活躍できる社会を目指すことを述べています。</p> <p>男女の違いに限らず、様々な違いを尊重することは、公共の福祉に反するような、迷惑行為や違法行為を認めるものではありません。</p>
25	<p>「男女のいずれもが」の表現を多様な性も含むような表現にした方がよい。</p>	19	<p><目指す社会>②は、男女共同参画社会の実現について述べたものであり、男女共同参画社会基本法や男女共同参画基本計画、千葉県男女共同参画計画と同様に、「男女」の表記としています。</p> <p>なお、多様な性のあり方については、④において、「性的指向及び性自認」を様々な違いの一つとして例示しています。</p>
26	<p><目指す社会>②について、あらゆる分野に参画といっても、個人や男女によって適性があり、また、専業主婦（無職）も立派な社会参画であるため、「男女のいずれもが…自らの意思と、自らの状況や適性に応じて、社会のあらゆる分野における活動に参画できる」とすべき。</p>	1	<p>「目的」にあるとおり、本条例は、誰もが「その人らしく」活躍することができる社会づくりを目指そうとするものであり、御指摘の「自らの状況や適性に応じて」との趣旨は含まれていると考えています。</p> <p>なお、「社会のあらゆる分野」は、職域、学校、地域、家庭などのあらゆる分野のことであり、専業主婦も含まれています。</p>
27	<p><目指す社会>②の「自らの意思によって」を「個人の適性に応じて」に修正してほしい。</p>	1	<p>「自らの意思によって」は、活動への参画が主体的な選択によるものであり、強要、強制されるものではないことを述べたもので、必要な要素であると考えています。</p>

No.	意見の概要	同趣旨 の意見 数	県の考え方
28	<目指す社会>②を「理由とする格差や不利益を受ける」とすべき。	1	「性別を理由とした不利益」には、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）等により生じる格差や、差別的な取扱いも含まれており、御指摘の趣旨を含んでいると考えています。
29	<目指す社会>②について、表現を明確にするため、「不利益」を「差別的扱い」にすべき。	1	
30	<目指す社会>②について、日本社会では、助産師や大相撲など、国民の良識や伝統文化に基づき、男女いずれかしか参入できない分野が存在するため、文言修正が必要。	1	
3（4） 「目指す社会③」・障害の有無について			
31	「障害者」を「障がい者」にしてほしい。また、県の公的な文書においても、見直しをしてほしい。	1	障害を持った状態を示す用語として、現状では広く世の中に定着した言葉を見出しにくいため、既存の法令と整合性がある用語として「障害」を使用しています。一方、「障害」がその人と不可分に固定しているかのような「障害者」ではなく、あくまでその時点において「障害がある」という状態を示すにすぎないという意味で、「障害のある人」という表記をしています。
3（5） 「目指す社会④」・国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認について			
32	「国籍及び文化的背景」と「性的指向及び性自認」は、別の項目にすべきではないか。	1	<目指す社会>④は、①②③以外の様々な違いを包括する規定です。なお、県の総合計画などを踏まえつつ、県の主な政策分野に関連する「国籍及び文化的背景」、「性的指向及び性自認」を、「その他の様々な違い」の例示として挙げています。

No.	意見の概要	同趣旨の意見数	県の考え方
33	「国籍」の文言は削除すべき。	4	人々の間にある様々な違いとして例示しています。様々な違いを全て例示することは難しいことから、県の総合計画などを踏まえつつ、県の主な政策分野に関連する違いを記載しています。
34	「国籍」、「性自認」の文言は削除すべき。	4	
35	「国籍」、「文化的背景」、「性的指向」、「性自認」の文言は削除すべき。	1	
36	「性的指向」の文言は削除すべき。	3	
37	「性自認」の文言は削除すべき。	9	
38	「性的指向」、「性自認」の文言は削除すべき。	7	
39	「性自認」は使うべきではない。LGBT理解増進法と同じ「ジェンダーアイデンティティ」または「性同一性」という表現に変えるべき。	21	「性自認」の文言については、他県の条例でも使われており、定着している表現であると考えています。また、県の総合計画などにおいても、これまで「性自認」を使用しており、県民に理解していただきやすいと考え、使用しています。なお、「性自認」は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（以下「LGBT理解増進法」という。）第2条第2項の「ジェンダーアイデンティティ」の定義と同様に、「自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識」という意味で使用しています。
40	「性自認」という文言を堅持してほしい。	3	
41	「性自認」という文言が入っていないため、反対である。	1	「性自認」についても様々な違いの一つとして、「趣旨」と＜目指す社会＞④に例示しています。
42	自己の自認や個人の指向は「性」に限ったことではないため、「性的指向」・「性自認」を「個人の指向」・「自己自認」に修正してほしい。	1	＜目指す社会＞④は、①②③以外の様々な違いを包括して規定するものであり、県の総合計画などを踏まえ、県の主な政策分野に関連する「国籍及び文化的背景」、「性的指向及び性自認」を、「その他の様々な違い」の例示として挙げています。なお、これらは例示であり、御意見にあるような、性に限らないその他の様々な違いも本条例で尊重する違いに含むものと考えています。

No.	意見の概要	同趣旨 の意見 数	県の考え方
43	「性的指向及び性自認」の後に、「性表現」、「性の身体的特徴」の追加を検討してほしい。	1	列挙した違いは例示であり、御意見にある違いも、本条例で尊重する違いに含むものと考えています。
44	在住外国人が増える中、今まさに必要とされている条例かと思う。多様性の条例にぜひ、やさしい日本語の項目も入れてほしい。	1	条例制定により、多様性が尊重され誰もが活躍できる千葉県づくりを進めていきたいと考えています。 具体的な施策については、本条例には規定せず、いただいた御意見や社会環境の変化、県民ニーズ、国の動向等も勘案しつつ、当事者など様々な関係者の意見を伺いながら検討・実施していきたいと考えています。
45	外国人犯罪等への対策を進めるのであれば、条例制定に賛成である。	1	外国人や外国の文化を尊重することは、ゴミの放置や騒音、各種犯罪行為など、迷惑行為や違法行為までも受け入れることではありません。
46	外国籍の人による様々な問題が起きており、一定のモラルやルール作りなど課題解決が先ではないか。条例を制定すると、国籍や文化的背景の違いに起因する様々な問題やトラブルが生じる懸念がある。	66	県では、国に対して外国人の受入れに関する適切な仕組みづくりを求めるとともに、外国人が日本の生活習慣や地域のルール等を理解した上で、社会の一員として共に暮らせるよう地域日本語教室の開催など多文化共生施策を引き続き進めていきます。
47	外国人の選挙権や住民投票などの、参政権の付与につなげようとするものではないか。	12	本条例は、多様性が尊重され誰もが活躍できる千葉県づくりを進めていくための理念的な条例であり、権利の付与について規定するものではありません。 また、法律で定められる選挙制度や、条例で定められる住民投票制度等の具体的な制度の制定について、影響を与えようとするものでもありません。
48	差別は許されないが、国籍の違いには種々の権利の制限が伴うものであり、公務員への任用も制限されてしかるべきである。	3	職員の採用に当たっての国籍要件の取扱いについては、総務省の見解に基づき、運用しており、保健師や保育士等の一部職種は、日本国籍を有しない方も受験できますが、公権力の行使又は公の意思決定に参画する職への任用は行っていません。

No.	意見の概要	同趣旨 の意見 数	県の考え方
49	賛成するが、性的な多様性のみがズームして議論されることがないようにしてもらいたい。多様性には、生まれた環境、教育環境、経済的環境、宗教・信条的環境、体力・体格・学習能力の違いなど様々な違いがある。	1	本条例は、年齢、性別、障害の有無、国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認など様々な違いを包括して、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会の形成について定めたものです。 全ての違いを記載することは難しいことから、県の総合計画などを踏まえつつ、県の主な政策分野に関連する違いを例示しているものであり、御意見にある様々な違いも本条例で尊重する違いに含むものと考えています。
50	全国に先駆けて多様性に関する条例を制定されることに関してはとても素晴らしいと思う。LGBTの人も生きやすく、社会でも受け入れられるようにしてほしい。	2	条例制定により、多様性が尊重され誰もがその人らしく生き、活躍できる千葉県づくりを進めていきたいと考えています。
51	女性を自称する男性が、女子トイレや更衣室などを使用するなどして、性犯罪が増えることの懸念がある。	115	自己の性別に関する認識を偽ることにより、女性を危険にさらすようなことは決して許されることではありません。県民の安全・安心な暮らしを実現することは県政運営の土台であり、本条例は県民の安全・安心な暮らしに影響が及ぶような事案を助長しようとするものではありません。
52	条例を制定すると、女子トイレがなくなり全てオールジェンダートイレになってしまうことの不安がある。	6	本条例は、公共トイレや不特定多数の者が利用するトイレについて女子トイレをなくし、全てオールジェンダートイレにすることを意図したものではありません。トイレの整備については、設置されている場所や使用者の状況等に応じて、どのようなトイレが適切なのか検討すべきものと考えています。
53	海外でも、女子スポーツや女性刑務所等での性自認の取扱い等に関する事例があるように、無制約に性自認を認めることにより、様々な社会混乱が生じることを懸念する。	33	本条例は、多様性が尊重され誰もが活躍できる千葉県づくりを進めていくための理念的な条例であり、権利の付与や禁止・罰則などを定めるものでも、迷惑行為や違法行為を認めるものでもなく、社会の混乱や分断を招こうとするものではありません。
54	同性婚の広がりや伝統的な家族制度の崩壊につながる。	3	同性婚は国の法制度の中で論じられるものと考えています。

No.	意見の概要	同趣旨 の意見 数	県の考え方
55	幼い子どもたちに性の多様性に関する教育をすることで子どもたちが混乱することを懸念する。	18	具体的な施策については、いただいた御意見や社会環境の変化、県民ニーズ、国の動向等も勘案しつつ、当事者など様々な関係者の意見を伺いながら検討・実施していきたいと考えています。
56	「性的指向」については、当事者間でも見解が分かれる一方、それぞれの見解の聴取と骨子案への反映がされておらず、公平でない。	1	「性的指向」は、LGBT理解増進法第2条第1項の定義と同様に、「恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向」という意味で使用しています。
57	当事者の性的指向及び性自認を把握していないと、しっかりとした対応ができないが、そのためには、カミングアウトを強制することにならないか。	1	カミングアウトをするかしないかは当事者の判断であり、強制するものではないことは言うまでもありません。
58	性自認や性的指向の理解増進は人口減少につながると考える。	1	多様性を尊重することにより、あらゆる立場の人々の意見が表に出てくることで、新たな気付きや発想、変化が生じたり、違った個性や能力を持つ者が影響し合うことで、これまでにないアイデアや革新的な取組、個人ではなし得なかった結果に結びついたりすることが期待できるなど、持続可能な千葉県づくりにつながるものと考えており、人口減少を助長しようとするものではありません。 人口減少対策については、それぞれの人の希望がかなえられるような施策を、別途、講じるものと考えています。

No.	意見の概要	同趣旨の意見数	県の考え方
59	<目指す社会>④は、「女性らしく男性らしくという社会通念を排除して、個人の生き方や嗜好を尊重する。服装・化粧等の外見で差別をしない。男子トイレでの女装男性に対して差別や嫌がらせをさせない。男女別の専用スペース（トイレ、更衣室等）の使用については生物学的性別（Y染色体の有無）で決定する。」とすべき。	1	<目指す社会>④は、①②③以外の様々な違いを包括して規定するものであり、特定の違いに関する詳細な規定を置くことは考えていません。
60	<目指す社会>④は、具体性がないので削除すべき。	2	<目指す社会>④は、様々な違いを包括するものとして規定しているため①②③と比べて一般的な表現によって目指そうとする社会の姿を記載しており、様々な違いを尊重するためには、まずは理解することから始める必要があるということを記載しています。
61	<目指す社会>④における「これ」が何を指すのか分かりにくい。	3	「これ」は「様々な違い」を指しています。
62	<目指す社会>④については、「全ての県民や事業者がこれを理解し」とあるが、県民に限定せず「あらゆる人々や事業者が…」と修正すべき。	1	多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成には、県のみならず、県民、事業者が理念を共有し、取組を進めることが重要であると考えているため、県民や事業者の理解を深めるための措置を講じることとしており、ここでは、県の施策の直接の対象である「県民や事業者」に限定しています。
63	<目指す社会>④について、「周りの人々への権利や尊厳に配慮をしつつ、その人らしく活躍する」としてはどうか。	1	<目指す社会>④では、「全ての県民及び事業者がこれ（様々な違い）を理解し、尊重し合う」としており、御指摘の趣旨は含まれていると考えています。

No.	意見の概要	同趣旨 の意見 数	県の考え方
4 「県の責務」について			
64	県の責務について、「県は、施策を実施するに当たっては、市町村、関係団体と相互に連携を図るものとする。」と追加すべき。	1	市町村が施策を実施する場合の連携については、「県と市町村との連携」において記載しています。また、「県の責務」において「県は、基本理念にのっとり、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の促進に関し、県行政のあらゆる分野における施策を、総合的に策定し実施する」こととしており、市町村・関係団体等と連携していきたいと考えています。
65	「総合的に」ではなく、「県民や県内団体との協力や共同を行う」との記載を求める。	1	「総合的に」とは、県の各機関が相互に連携し、部局横断的な視点を含めて調整しながら施策を策定し、実施することを述べています。 なお、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成には、県民等が行う取組の果たす役割が大きいと考えていることから、「県民等の役割」を定めており、また、「県の責務」において「県は、基本理念にのっとり、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の促進に関し、県行政のあらゆる分野における施策を、総合的に策定し実施する」こととしており、県民や事業者（県内団体）と連携、調整しながら施策を実施していきたいと考えています。
66	県の施策の策定と実施、県の行うべき措置については、その事業の評価についての考え方を明確にすべき。	1	いただいた御意見は、今後の参考にさせていただきます。
67	県の責務として「多様性における活躍」を謳うと共に「誰一人取り残される事がない」という一文を条文に入れてほしい。	1	「趣旨」及び「目的」に、「誰もが参加」できることを明記しており、御指摘の趣旨は含まれているものと考えています。
5 「県と市町村との連携」について			
68	市町村の責務を規定すべき。	1	市町村は県と対等な関係にある独立した地方公共団体であることから、本条例においては、市町村に義務を課す規定を置いていません。

No.	意見の概要	同趣旨の意見数	県の考え方
69	県と市町村との連携について、「県は、市町村が性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を実施するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行う。」と追加するべき。	1	「県と市町村との連携」において、県は市町村が施策を実施する場合に連携することを規定しています。また、「県の責務」において「県が、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の促進に関し、県行政のあらゆる分野における施策を総合的に策定し、実施する」こととしており、市町村への情報提供、助言その他の必要な措置を行ってまいります。 なお、本条例は特定の違いについて定めたものでなく、様々な違いを包括した条例であるため、御指摘にある性の多様性に特化した記載をすることは考えていません。
70	「県と市町村の連携」に、「積極的に」を加えるべき。	1	御意見の趣旨を踏まえ、適切に連携するよう努めてまいります。
71	「その地域の特性に応じて」という文言は、多様性を確保できない言い訳にしかならないため、修正するべき。	1	例えば、外国人比率が高い地域で外国人向けの施策を優先的に行う等、地域の特性に応じた適切な施策を実施することが考えられるため、この表現を用いています。
6 「県民等の役割」について			
72	「県民等の役割」条項を堅持してほしい。	1	多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成には、県民等が行う取組の果たす役割が大きいと考えていることから、「県民等の役割」を定めています。
73	県民に努力義務を課すべきではない。課すのであれば、その理由を説明すべき。	4	多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成には、県民等が行う取組の果たす役割が大きいと考えていることから、「県民等の役割」を定めています。ここでは「個々の立場や特性等に応じて、…寄与するよう努める」としており、これは、人々の立場や特性などは、それぞれ異なることから、一人ひとりが可能な範囲で寄与していただくことを述べたものです。
74	県民・企業の責務として、セクシャル・ハラスメントの禁止等を規定してほしい。	1	差別や偏見、ハラスメントは、社会に存在する様々な違いを受け入れ、互いを認め合う中で無くしていくことが大切であり、まずは多様性尊重の意義について、しっかりと理解促進を図っていくことが重要だと考えています。
75	「県民等の役割」の「誰もが活躍できる」の後に「環境を整備し」を加えるべき。	1	「多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成」における「社会の形成」には、御指摘の「環境を整備し」の趣旨も含まれていると考えています。

No.	意見の概要	同趣旨 の意見 数	県の考え方
76	事業者の役割（責務）を独立した規定にすべき。	7	多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成には、県民及び事業者が行う取組の果たす役割が大きいと考えていることから、行政以外の主体として一つの項目に整理しています。
77	事業者は本条例の対象外ではないか。	1	多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成には、県民及び事業者が行う取組の果たす役割が大きいと考えていることから、「県民等の役割」を定めています。事業者には、雇用や人が集まる施設の管理など様々な場面において、多様性を尊重した取組が期待される場所です。
78	県民、事業者に加えて、「民間団体」も明記すべき。	1	「事業者」は、一定の目的をもってなされる同種の行為を反復継続的に遂行する個人以外の団体を指しており、「民間団体」も「事業者」に含まれています。
79	「趣旨」に「県民や事業者」を明記すべき。	1	「趣旨」の最後の段落の「私たち」には、県民等も含まれており、県だけでなく県民や事業者とともに、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会をつくっていくことを述べています。
7（1）「県の行うべき措置（広報）」について			
80	県民等の理解促進のため、広報、啓発、研修等を充実して欲しい。	7	御指摘の取組については、「県の行うべき措置」に記載のとおり、「広報活動の充実等の必要な措置」として実施してまいります。
81	県が特定の方向性について県民の「理解を深める」ような施策は不適當である。	1	多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成は、県のみならず、県民、事業者が理念を共有し、取組を進めることが重要であると考えているため、規定するものです。
82	「広報活動の充実等」の「等」は、拡大解釈されるおそれがあるため削除すべき。	1	県民等の理解を深めるため、広報紙やパンフレットなどによる広報活動のほか、県民や事業者向けの講演会などの啓発活動を実施したいと考えています。

No.	意見の概要	同趣旨 の意見 数	県の考え方
83	<p>広報活動を充実すれば活躍できる社会を実現できるとは思えないため、県の行うべき措置について、「県は…広報活動の充実等の必要な措置を講じる」を「県は…誰もがその能力に応じて活躍できる社会を実現するための弊害を取り除くための具体的な措置を講じる」と修正すべき。</p>	1	<p>多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成は、県のみならず、県民、事業者が理念を共有し、取組を進めることが重要であると考えているため、広報活動の充実等について規定するものです。「県の責務」において、「県は、基本理念にのっとり、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の促進に関し、県行政のあらゆる分野における施策を、総合的に策定し実施する」こととしており、具体的な施策については、いただいた御意見や社会環境の変化、県民ニーズ、国の動向等も勘案しつつ、当事者など様々な関係者の意見を伺いながら検討・実施していきたいと考えています。</p>
84	<p>LGBTについては、専門家の論文を周知することが広報活動となると考える。</p>	1	<p>いただいた御意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
7 (2) 「県の行うべき措置 (財政)」について			
85	<p>財政上の措置について記載があるが、適切な使途に税金が使われないことを懸念する。</p>	12	<p>具体的な施策については、いただいた御意見や社会環境の変化、県民ニーズ、国の動向等も勘案しつつ、当事者など様々な関係者の意見を伺うとともに、県議会でも審議をいただきながら、検討・実施していきたいと考えています。</p>
86	<p>財政上の措置に関して記載している「県の行うべき措置」の、「施策を推進するため」の後に「の必要な支援を行うように努め」を加えるべき。</p>	1	

No.	意見の概要	同趣旨 の意見 数	県の考え方
8 骨子案全体について			
87	「多様性」の定義は社会的に進んでおらず、不明確であり、条例に明記するのは不適切であるので、削除すべき。	9	本条例は理念条例であり、規制を行う条例に比べて、用語の定義の明確性を強く求められるものではないため定義していません。
88	骨子案中の「一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会（以下「多様性が尊重され誰もが活躍できる社会」という。）」との文面に「多様性」の定義があると言うが、不明確。	1	また、「多様性」そのものを定義することよりも、条例が目指す社会の内容について明確にすることが重要であることから、「多様性が尊重され誰もが活躍できる社会」の内容を「一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会」と定めています。
89	「多様性が尊重され」でなく、「多様な性を持つ人々が尊重され」にしてほしい。	3	本条例は、性の多様性だけでなく、人々の間にある様々な違いを尊重しようとするものです。
90	男女共同参画の観点から、「参加」を「参画」とすべき。	8	役割や主体性の強弱にかかわらず、社会との関わりを持つという意味合いで「参加」という文言を用いています。 なお、男女共同参画社会の実現について述べた＜目指す社会＞②では、「参画」としてはいますが、これは、単なる参加ではなく、より積極的に意思決定過程へ加わるという意味で用いています。
91	「誰もがその人らしく活躍」、「社会の活力」、「創造性の向上」などの言葉が目立つが「人権尊重」が土台にあってこそ、誰もが自分らしく生きられ活躍できる社会へとつながると考える。	81	人権が尊重され、差別や生きづらさのない社会を築いていくことは、大変重要であり、骨子案では、あらゆる人々が差別を受けることなく、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重される社会をつくっていく必要があることを明記しています。 本条例は、県民に活躍を強いるものではなく、誰もがその人らしく生き、活躍できる社会づくりを進めようとするものです。

No.	意見の概要	同趣旨 の意見 数	県の考え方
92	誰もが人としての尊厳が侵されることなく安心して暮らせることが重要であるため、「活躍」という言葉は適当でない。「活躍」を「生きる」、「暮らす」、「生活する」などの文言に修正すべき。	25	本条例は、県民に活躍を強いるものではなく、誰もがその人らしく生き、活躍できる社会づくりを進めようとするものです。 御指摘の「生きる」、「暮らす」、「生活する」ことなどができることは、「多様性が尊重され誰もが活躍できる社会」の前提であると考えており、本条例の趣旨に含まれていると考えています。
93	条例に賛成するが、「活躍」というのはハードルが高いので、修正すべき。	3	「趣旨」や「目的」に記載している「その人らしく活躍できる」は、その人の希望や意欲に応じて、自己実現を図ることができることであり、就労や地域における活動、家事労働など、様々な形態の活動が含まれていると考えています。 また、本条例は、県民に活躍を強いるものではなく、誰もがその人らしく生き、活躍できる社会づくりを進めようとするものです。
94	「活躍」の定義を明確にしてほしい。	5	
95	「尊重」の定義を明確にしてほしい。	2	「人々が様々な違いを尊重」は、社会には様々な違いがあることを認識し理解した上で、その違いによって他者を否定せず、対等な立場で互いに認め合うという意味で使用しています。
96	「努める」の表現は「努めなければならない」とすべき。	2	条例案は、県の法令作成の規定方法にのっとり、作成します。
97	多様性の尊重の多くは、マイノリティや女性の権利に焦点を当て優遇することとなり、逆にマジョリティや男性の権利を侵害することがあるため、「多様性が尊重され誰もが活躍できる」を「すべての人が持つ権利や尊厳、機会の平等に配慮しつつ、多様性を尊重する…」という内容に変更した方がよい。	1	多様性を尊重することは、特定の人々を優遇することではありません。なお、男女共同参画社会について述べている<目指す社会>②では、「男女いずれもが」と規定し、男性も女性も尊重されることを明示しています。

No.	意見の概要	同趣旨 の意見 数	県の考え方
98	県の責務、県と市町村との連携の「施策」について、女性やマイノリティの登用割合や就業率等を目標にしがちだが、専業主婦（無職）も立派な社会参画であり、重要なのは誰もが活躍できる社会の形成の弊害を取り除くことであるから、「誰もがその能力に応じて活躍できる社会を実現するための弊害を取り除く施策を…」とした方がよい。	1	「県の責務」において、「県は、基本理念にのっとり、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の促進に関し、県行政のあらゆる分野における施策を、総合的に策定し実施する」こととしており、具体的な施策は、いただいた御意見や社会環境の変化、県民ニーズ、国の動向等も勘案しつつ、当事者など様々な関係者の意見を伺いながら検討・実施していきたいと考えています。
99	「個性」と「特性」が混同されているが、「特性」に統一した方が前向きな印象がある。	1	障害に関して「特性」を使用する場合、障害の特徴を表す文脈で使用されることが多いと考えています。＜目指す社会＞③において使用している「個性」は、障害の特性という意味ではなく、個々人が持つ個性を發揮するという意味で使用しています。
100	「その人らしく活躍することができる社会」の部分には、どのような場面で活躍するのかイメージできた方がよいので、「政策決定や、地域活動、防災、教育などのさまざまな場面で、その人らしく活躍できる社会」とした方がよい。	1	具体的にイメージできるよう＜目指す社会＞において、それぞれの違いに応じた目指す社会の姿を記載しています。
101	「年齢」、「性別」の記載順序を変更すべき。	1	「年齢」、「性別」の順は、県の総合計画に記載している順に即したのですが、順序による優劣はありません。
102	抽象的な文言が多く、骨子案全体が漠然としていて分かりにくい。	29	本条例は、多様性の尊重が社会の活力及び創造性の向上につながるという認識の下、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成を目指そうとする理念的な条例です。条例への理解を深めていただけるよう、先日、「主な意見・質問等に対する県の考え方」を公表したところです。今後も、条例の趣旨・内容について、丁寧に説明していきたいと考えています。

No.	意見の概要	同趣旨 の意見 数	県の考え方
103	具体的な規定は置かず、理念のみの条例とすべき。	1	本条例は、多様性の尊重が社会の活力及び創造性の向上につながるという認識の下、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成を目指そうとする理念的な条例です。まずは県民の皆様と多様性尊重の理念を共有することが大事だと考えています。
104	条例の対象を県民だけでなく、千葉県に通学・通勤する人も含めるべき。	3	「多様性が尊重され誰もが活躍できる社会」は、あらゆる人が尊重され活躍できる社会のことであり、県内居住者に限る趣旨ではありません。 「県民等の役割」や「県が行うべき措置」の広報活動の対象は、県の施策の直接の対象であるため、「県民や事業者」としていません。
9 規定、内容の追加等について			
105	差別禁止や罰則の規定を設けるべき。	42	差別や偏見は、社会に存在する様々な違いを受け入れ、互いを認め合う中で無くしていくことが大切であると考え、まずは多様性尊重の意義について、しっかりと理解促進を図っていくことが重要だと考えています。
106	アウティング行為の禁止について規定を設けるべき。	2	差別や偏見、アウティングは、社会に存在する様々な違いを受け入れ、理解し、互いを認め合う中で無くしていくことが大切であり、まずは多様性尊重の意義について、しっかりと理解促進を図っていくことが重要だと考えています。
107	条例に具体的施策をもっと規定すべき。	32	本条例は、多様性の尊重が社会の活力及び創造性の向上につながるという認識の下、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成を目指そうとする理念的な条例です。まずは県民の皆様と多様性尊重の理念を共有することが大事だと考えています。 具体的な施策については、社会環境の変化や、県民ニーズ、国の動向等も勘案しつつ、当事者など様々な関係者の意見を伺いながら検討・実施していきたいと考えています。
108	基本計画の策定について規定すべき。	8	計画策定を含め、具体的な施策については、社会環境の変化や、県民ニーズ、国の動向等も勘案しつつ、当事者など様々な関係者の意見を伺いながら検討・実施していきたいと考えています。

No.	意見の概要	同趣旨 の意見 数	県の考え方
109	何年後かに条例を見直すという規定を設けるべき。	4	本条例は、多様性の尊重が社会の活力及び創造性の向上につながるという認識の下、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成を目指そうとする理念的な条例であり、条例自体の見直し規定は不要と考えています。 なお、具体的な施策については、社会環境の変化や県民ニーズ、国の動向等も勘案しつつ、当事者など様々な関係者の意見を伺うとともに、県議会でも審議をいただきながら実施・見直してまいります。
110	県職員の理解を深めるための研修について規定を設けるべき。	1	県の責務として、「多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の促進に関し、県行政のあらゆる分野における施策を、総合的に策定し実施する」こととしており、そのために職員の理解を深める取組を進めてまいります。なお、県では自治体職員の一層の理解浸透を図るため、ダイバーシティセミナーを開催しているところで
111	審議会などの推進体制について規定を設けるべき。	6	まずは県民の皆様と多様性尊重の理念を共有することが大事だと考えています。具体的な施策や効果的な推進体制については、本条例には規定せず、いただいた御意見や社会環境の変化、県民ニーズ、国の動向等も勘案しつつ、当事者など様々な関係者の意見を伺いながら検討し、実効性を高めていきたいと考えています。
112	相談体制の整備や苦情処理機関について規定すべき。	7	
113	この条例の推進は、県庁内各部署が連携をとって行うことを明記してほしい。	1	庁内連携については、「県の責務」において、施策を「総合的に」策定することとしており、「総合的に」とは、県の各機関が相互に連携し、部局横断的な視点を含めて調整しながら施策を策定・実施することであるため、御指摘の趣旨は含まれていると考えています。

No.	意見の概要	同趣旨 の意見 数	県の考え方
114	千葉県職員の管理職や県議会議員等の女性割合について条例で規定してほしい。	3	具体的な施策については、本条例には規定せず、いただいた御意見や社会環境の変化、県民ニーズ、国の動向等も勘案しつつ、当事者など様々な関係者の意見を伺いながら検討・実施していきたいと考えています。
115	性の多様性の尊重に係る人材育成について規定を設けるべき。	2	本条例は、特定の違いについて定めたものでなく、様々な違いを包括した条例であるため、御指摘にある性の多様性に特化した記載をすることは考えていません。 具体的な施策については、本条例には規定せず、いただいた御意見や社会環境の変化、県民ニーズ、国の動向等も勘案しつつ、当事者など様々な関係者の意見を伺いながら検討・実施していきたいと考えています。
116	「県民等の役割」は、県民は行政によるどんな施策でも協力する義務があるように捉えられるので、表現の自由などが守られるような条文を入れるべき。	1	多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成には、県民等が行う取組の果たす役割が大きいと考えていることから、「県民等の役割」を定めていますが、ここでは「個々の立場や特性等に応じて、…寄与するよう努める」としており、これは、人々の立場や特性などは、それぞれ異なることから、一人ひとりが可能な範囲で寄与していただくことを述べたものです。 なお、表現の自由は、憲法で保障されているものであり、本条例で重ねて規定する必要はないと考えています。
117	「多様性」に違和感を覚える人の思想信条言論の自由を明記すべき。	1	思想良心の自由や言論の自由は、憲法で保障されているものであり、本条例で重ねて規定する必要はないと考えています。
118	県や事業者の役割として、人権DD（デューデリジェンス）の推進に努めることを目標にしたかどうか。	1	いただいた御意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。
119	育児や介護で休職、離職をしてもそれを理由に不利益を受けないことを扱ってほしい。	1	
120	農業の多様な担い手についても条例の中で位置付けしてほしい。	1	

No.	意見の概要	同趣旨 の意見 数	県の考え方
121	「人それぞれはこれまで見聞きした先入観や固定観念といったアンコンシャス・バイアスに捕らわれずに広い視野を持って接してほしい」と追記すべき。	1	基本理念に関する理解を深めていただけるよう、御意見も踏まえながら、広報活動の充実等に努めてまいります。
122	全ての人と同じスタートラインに並んでいるのではないため、その隔たりの解消を図る必要がある旨の文言を入れてほしい。	1	骨子案には、「一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会をつくっていく」ことを明記しており、これは、誰もが社会に参加し、それぞれの違いに応じた機会を得て、希望や意欲に応じて活躍することができるという趣旨を含むものとして定めています。
123	「活躍」は前向きな語句であり、活力ある千葉を実現・維持するためにふさわしい。「社会全体の安心・安全」もまた本条例が目指すものであると考えるため、「尊重」、「活躍」に加えていただきたい。	1	安心・安全に暮らせる社会は、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の前提であり、御指摘の趣旨は含まれていると考えています。
124	「差別のない社会」を目指すことを記載してほしい。	6	人権が尊重され、差別や生きづらさのない社会を築いていくことは大変重要であり、骨子案に「あらゆる人々が差別を受けることなく、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会をつくっていく必要がある」ことを明記しており、御指摘の趣旨は含まれているものと考えています。
125	人権について明記すべきである。	49	
126	「県の責務」、「県と市町村との連携」、「県民等の役割」に、「不当な差別を受けることなく」の文言を記載してほしい。	1	

No.	意見の概要	同趣旨 の意見 数	県の考え方
127	民間の多様なアクター、組織との連携、協同を掲げてはどうか。	1	多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成には、県民等が行う取組の果たす役割が大きいと考えていることから、「県民等の役割」を定めています。 また、「県の責務」において「県は、基本理念にのっとり、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の促進に関し、県行政のあらゆる分野における施策を、総合的に策定し実施する」こととしており、県民や事業者等、民間の方々とも連携等したいと考えています。
128	違いの例示に「社会的身分」、「門地」、「職業」、「貧富」などを追加してほしい。	1	列挙した違いは例示であり、御意見にある違いも、本条例で尊重する違いに含むものと考えています。
129	「人種」、「社会的身分」、「職業」などを追加すべき。	1	
130	違いの例示に「民族」、「人種」を追加してほしい。	1	
131	「伝統的価値観」等の表現は条文に盛り込まないでほしい。	3	伝統的なものに限らず、様々な違いの中に、価値観も含むものと考えています。
132	LGBTQの人たちを尊重していくための、法的整備をしていくことを、骨子案に入れるべき。	1	本条例は、特定の違いについて定めたものでなく、様々な違いを包括した条例であるため、御指摘にある性の多様性に特化した記載をすることは考えていません。
10 条例制定全般について			
133	多様性に寛容な社会になれば、少数者や立場の弱い人だけではなく、あらゆる人が安心して未来に希望が持てるようになる。	1	条例制定により、多様性が尊重され誰もが活躍できる千葉県づくりを進めていきたいと考えています。
134	全体として賛成。自分と違う人のことは理解できないもの。理解できないけれど、違うことを認めて尊重する、ということが大切と感じている。	1	
135	LGBTQ当事者の立場から、「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」に賛成する。	1	

No.	意見の概要	同趣旨 の意見 数	県の考え方
136	この条例により、県民の意識が高まり、それぞれの部署等において取組が進められることになれば、より住み良い県となり、困難を感じる人が減り、ともに生きる喜びも増していくものと思う。	1	
137	それぞれの違いを受け入れる風土を形成することが重要であり、条例の制定は急務。	1	
138	だれも反対する内容ではないと思う。	1	
139	どのような背景、現状であっても、一人の人間として、その存在を丸ごと認め、認め合い、尊重し合って生活していくべきだ。	1	
140	一人一人が人間らしく、個人として尊重され誰もが活躍できる住みやすい社会になることを望んでいる。	1	
141	人々が生きやすい世の中になるためには、一人の個人の人の色々な価値観を認め合うのが大切なことだと思う。	1	
142	子育て世代・障害を抱える方々・日本語が不自由な外国人の方々などお互いに認め合い・助け合いを進めつつ、一人一人が考えて社会生活を行っていくべきだと強く思う。	1	
143	年齢にかかわらず希望や意欲に応じて就業活動ができる社会、性別を理由とする不利益を受けない社会、障害の有無にかかわらず支え合え、安心して暮らせる社会の実現を望んでいる。	1	

No.	意見の概要	同趣旨 の意見 数	県の考え方
144	条例の制定は、様々な人々の心理的なセーフティーネットになると思う。	1	
145	千葉県民で良かった、安心して安全に平等に楽しく暮らせると思えるよう、この条例を制定し、千葉県政を進めていただきたい。	1	
146	多様性が大切であることは世界の動きを見ても、活躍発展している会社のリーダーの考え方を見ても今日的であると考え。	1	
147	国際空港を抱える千葉県には、多様性を尊重する条例が必要と考える。	1	
148	多様性の尊重、差別の反対について明文化することに大きな意義があるため、大筋で賛成。	1	
149	本案に賛成の立場として、民主主義社会を支える個人のあり方が大切。個人が活躍するにはしっかりした個の力が必要とと思っている。	1	
150	様々な違いがあっても、それらを社会がより豊かになる強みとして捉えていくというポジティブな視点、エイジズムの視点、外国人や他文化出身者、性的マイノリティについて記載しているのが良い。	2	
151	趣旨は良いと思う。県の責務、財政上の措置が重要と考える。	1	

No.	意見の概要	同趣旨 の意見 数	県の考え方
152	条例を制定してほしい。	5	人口減少やグローバル化の進展など、我が国を取り巻く環境は大きく変化しており、こうした変化に的確に対応していくためには、多様性がもたらす活力や創造性が重要であると考えています。 また、本県は東京2020オリンピック・パラリンピックの開催や成田国際空港の更なる機能強化等、多様性を生かせる環境が整い、活力や創造性を一層向上させる好機を迎えています。
153	条例制定に反対である。	12	こうした中、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成を推進するための条例を制定し、多様性尊重の意義を広く県全体で共有した上で、県行政のあらゆる分野で将来にわたり取り組む必要があると考えています。
154	多様性の下に社会秩序が乱れたり、伝統破壊につながることを危惧する。	27	多様性を尊重することは、自分の価値観や意思を捨てて相手と同じになるものでも、相手を絶対に受け入れるべきと強制されるものでもなく、相手を尊重しながら、異なる価値観や意思を理解し、連携・協力することであり、社会の混乱や分断を招くものではないと考えています。 また、本県独自の食文化や地域の祭り、歴史的な街並みなどは、大切な財産であり、本条例によって、これらの存在を否定しようとするものではありません。
155	少数派に配慮がいきすぎて、多数派の意見がおしつぶされる社会は健全ではない。	12	本条例は、多様性が尊重され誰もが活躍できる千葉県づくりを進めていくための理念的な条例であり、権利の付与について規定するものでも、特定の人々を優遇しようとするものでもありません。
156	多様性よりも男性は男性らしく女性は女性らしくという事が重要ではないか。	3	本条例は、多様性の尊重が社会の活力及び創造性の向上につながるという認識の下、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成を目指そうとするものであり、特定の価値観を肯定や否定をしようとするものではありません。

No.	意見の概要	同趣旨 の意見 数	県の考え方
157	条例を制定することにより逆に差別を助長している。	3	多様性を尊重することにより、あらゆる立場の人々の意見が表に出てくることで、新たな気付きや発想、変化が生じたり、違った個性や能力を持つ者が影響し合うことで、これまでにないアイデアや革新的な取組、個人ではなし得なかった結果に結びついたりすることが期待できるなど、持続可能な千葉県づくりにつながると考えています。
158	逆に女性差別となってしまうので反対。	1	
159	例えば、日本社会の文化や慣習を理解しない外国人を尊重することなど、無条件に多様性を尊重することには反対である。	1	多様性を尊重することは、迷惑行為や違法行為までも受け入れることではありません。
160	多様性を尊重することにより、非婚化や晩婚化、少子化に拍車がかかる懸念がある。	2	非婚化や晩婚化、少子化は、経済的要因や働き方・ライフスタイルの変化など、様々な要因により進行しているものと認識しており、県では、県民の皆様の結婚や子育ての希望がかなえられるよう、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに取り組んでいるところです。 本条例の下、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もがその人らしく活躍することができる社会づくりを進めたいと考えており、少子化等を助長しようとするものではありません。
161	多様性の尊重について、条例で規定することは個々の思想を制限し、思想・表現の自由を妨げる危険なものであり適当でない。	1	本条例は、思想や行動・表現について強制するものではないため、思想や表現の自由を妨げるものではないと考えています。
162	内容が曖昧で、解釈次第で恣意的に利用されるのではないかと懸念がある。	6	本条例は、多様性の尊重が社会の活力及び創造性の向上につながるという認識の下、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成を目指そうとする理念的な条例であり、権利の付与や禁止・罰則などを定めるものではありません。 条例の趣旨・内容について、県民の皆様にも分かりやすいよう、今後作成を考えているパンフレットなどで、丁寧に説明していきたいと考えています。

No.	意見の概要	同趣旨 の意見 数	県の考え方
163	LGBT理解増進法に基づく条例 制定は不要である。	2	本条例は、LGBT理解増進法に基づく条例ではありません。
164	様々な違いがあるのは事実だ が、関係する施策を推進する上 で、この条例が無くても不都合 はないため、制定は不要。	18	「多様性が尊重され誰もが活躍できる」社会づくりは県 政の土台であるため、継続的な取組が必要であり、条例 で定めることにより将来にわたって取組が展開できるこ とや、「多様性の尊重」という理念を、条例という形で 明確に表明することで県民や事業者と理念を共有し、自 主的・自発的な取組が行われることが期待できると考え ています。
165	条例制定によって何がしたいの か分からないので、制定不要で ある。	5	本条例は、多様性の尊重が社会の活力及び創造性の向上 につながるという認識の下、多様性が尊重され誰もが活 躍できる社会の形成を目指そうとする理念的な条例で す。条例への理解を深めていただけるよう、先日、「主 な意見・質問等に対する県の考え方」を公表したところ です。今後も、条例の趣旨・内容について、丁寧に説明 していきたいと考えています。
166	日本はもともと多様性に寛容な 国柄なので、この条例は必要な い。	48	令和4年度に実施した県政に関する世論調査では、県民 の約54%が「ダイバーシティ（多様性）」の概念を知ら ないと回答し、また、概念を知っている県民のうち約 33%は、ダイバーシティ社会が実現できているとは思わ ない（思わない、どちらかと言えば思わないの合計）と 回答しており、ダイバーシティの必要性について、いま だ県民に浸透しているとは言えない状況であると考え ています。こうした中、多様性尊重の意義を広く県全体で 共有した上で、県の各施策を一層推進し、多様性が尊重 され誰もが活躍できる千葉県づくりを進めていくため、 本条例を制定し、本県の持続的な発展につなげていき たいと考えています。

No.	意見の概要	同趣旨 の意見 数	県の考え方
167	多様性尊重を強制するような条例は不要である。	2	<p>本条例は、多様性の尊重が社会の活力及び創造性の向上につながるという認識の下、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成を目指そうとする理念的な条例です。</p> <p>多様性を尊重することは、自分の価値観や意思を捨てて相手と同じになるものでも、相手を絶対に受け入れるべきと強制されるものでもなく、相手を尊重しながら、異なる価値観や意思を理解し、連携・協力することであると考えています。</p>
168	既存の「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を改正し、対象を拡大するだけでよいのではないか。	1	<p>「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための取組について定めたものであるのに対し、本条例は、あらゆる人々が差別を受けないことは前提として、多様性の尊重が社会の活力及び創造性の向上につながるという認識の下、多様性が尊重され、障害のある人を含む誰もが活躍できる社会づくりについて定めたものであるため、別途必要であると考えています。</p>
169	千葉県人権施策基本指針に基づき施策を実施すればよく、条例は必要ないのではないか。	2	<p>本条例は、人権の尊重について、あらゆる人々が差別を受けることなく、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重される社会を作っていく必要があることを明記するとともに、多様性の尊重が社会の活力及び創造性の向上につながるという認識の下、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成を目指そうとするものです。</p> <p>また、多様性尊重という重要な理念を、条例という形で明確に定めることにより、県全体に広く理念の浸透を図ろうとするものであり、県政のあらゆる分野で将来にわたって取組を行う基礎にしたいと考えています。</p>
170	この条例の制定よりも、他に優先すべき政策があるのではないか。	11	<p>多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成を推進するため、本条例を制定したいと考えています。</p>

No.	意見の概要	同趣旨 の意見 数	県の考え方
171	国の法律等に従えば十分であり、条例化する必要性がない。	23	地方自治の観点からも、法律の範囲内で、それぞれの地方公共団体が主体的に取り組むことが重要であり、県として、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成を推進するため、本条例を制定したいと考えています。
172	九十九里浜や漁港の文化・美しい里山などについて記載し、そこで暮らす女性や農村漁村の人々にも着目した、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成を推進してほしい。	1	本条例は、多様性の尊重が社会の活力及び創造性の向上につながるという認識の下、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成を目指そうとする理念的な条例です。 具体的な施策については、いただいた御意見や、社会環境の変化、県民ニーズ、国の動向等も勘案しつつ、当事者など様々な関係者の意見を伺いながら検討・実施していきたいと考えています。
173	多様性の尊重を強制しないほしい。多様性に違和感がある人の価値観も認めるべきである。	5	多様性を尊重することは、自分の価値観や意思を捨てて相手と同じになるものでも、相手を絶対に受け入れるべきと強制されるものでもなく、相手を尊重しながら、異なる価値観や意思を理解し、連携・協力することであるとと考えています。 なお、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成には、県民等が行う取組の果たす役割が大きいと考えていることから、「県民等の役割」を定めていますが、人々の立場や特性などは、それぞれ異なることから、一人ひとりが可能な範囲で寄与していただくことを述べたものです。
174	骨子案と同時に示された条例制定の背景に関する資料において、「自分の価値観や意思を捨てて相手と同じになるものでも、相手を絶対に受け入れるべきと強制されるものでもない」との表現は、差別意識を温存しているように感じる。	2	人権が尊重され、差別や生きづらさのない社会を築いていくことは重要と考えており、骨子案において、あらゆる人々が差別を受けることなく、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重される社会をつくっていく必要があることを明記しております。 多様性を尊重することは、何かを強制されるものではなく、相手を尊重しながら異なる価値観や意思を理解し、連携し、協力するものであると考えています。

No.	意見の概要	同趣旨 の意見 数	県の考え方
175	現状認識や課題が書かれていない。実態をしっかりと把握することが必要。	15	骨子案は、国や他自治体の状況等を調査分析するとともに、有識者からの情報収集や当事者団体との意見交換等も行いながら、検討を重ね、取りまとめたものです。条例制定により、まずは県民の皆様と多様性尊重の理念を共有することが大事だと考えており、具体的な施策については、社会環境の変化や、県民ニーズ、国の動向等も勘案しつつ、当事者など様々な関係者の意見を伺いながら検討・実施していきたいと考えています。
176	現状認識として、男女、性的マイノリティ、外国人や異文化の人々、障害者の差別について、千葉県にはどのような事実があるか。	1	<p>令和5年1月に実施した「障害のある人」「外国人」「性的少数者」に関する人権問題についてのインターネットアンケートでは、身近で差別や人権侵害があると感じたと回答した人は、「障害のある人」については35.3%、「外国人」については22.7%、「性的少数者」については17.3%となっています。</p> <p>また、令和4年度に実施した「第63回県政に関する世論調査」では、社会全体で男女の地位は平等になっていると思うか聞いたところ、男性が優遇されているとの回答が67.3%となっています。</p> <p>また、同調査では、54.1%の方が「ダイバーシティ（多様性）」の概念を知らないと回答しています。概念を知っていると回答した方のうち33.0%は、「ダイバーシティ社会（性別や国籍、年齢、障害の有無等に関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会）」が実現できているとは思わないと回答しています。こうしたことから、生きづらさや差別を感じる方が存在し、多様性の意義等について、いまだ県民に十分に浸透しているとは言えない状況であると考えていることから、本条例を制定したいと考えています。</p>

No.	意見の概要	同趣旨 の意見 数	県の考え方
177	持続可能な開発目標の表現を踏まえ、文言を整理すること。	1	<p>持続可能な開発目標（SDGs）は、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、広範な課題に統合的に取り組むものであり、その考え方は県が目指すべき方向性と同じであることから、総合計画において「SDGsの推進」を施策横断的な視点の一つとして位置付け、全庁を挙げて取り組んでいます。</p> <p>多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の促進に関する施策の実施に当たっても、SDGsの視点を持って進めていきたいと考えています。</p>
178	日本の伝統文化の観光振興や人口流入への利用は多様性の尊重とは関係ないのではないか。	1	<p>多様性が尊重されることにより、全ての人がある人らしく生き、活躍できる社会づくりを進めることは、本県の交流人口の増加にもつながるものと考えています。</p>
179	条例が制定された時、男女共同参画課が無くなったり、新しい課の下に係として設置されたりするような措置が講じられることのないようにしてほしい。	1	<p>県の組織については、県政の効率的な運営等の観点から検討していきます。</p>
180	「介護・病気・育児などで離職をせざるを得ない人たちが、状況が良くなった時に復職が普通にできる社会」も必要だと思う。	1	<p>いただいた御意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
181	骨子案と同時に示された条例制定の背景に関する資料において、無批判に「少子化」という言葉が使われているが、出産をするかどうかはあくまでも個人の選択であり、「子どもが昔より少ないから産め」というのは人権侵害である。	1	<p>多様な価値観についても、様々な違いとして尊重すべきものと捉えております。多様性が尊重され誰もが活躍できる社会は、人口減少下においても、様々な人が生きやすい社会であることを述べたものです。</p>

No.	意見の概要	同趣旨 の意見 数	県の考え方
182	多様性という流行に乗っているだけだと考える。	1	人口減少やグローバル化の進展など、我が国を取り巻く環境は大きく変化しており、こうした変化に的確に対応していくためには、多様性がもたらす活力や創造性が重要と考えています。また、本県は東京2020オリンピック・パラリンピックの開催や成田国際空港の更なる機能強化等、多様性を生かせる環境が整い、活力や創造性を一層向上させる好機を迎えています。こうした中、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成を推進するための条例を制定し、多様性尊重の意義を広く県全体で共有した上で、県行政のあらゆる分野で将来にわたり取り組む必要があると考えています。
183	私たちは多様性尊重を大きく左右する近代史とジェンダー教育を受けていないため、外国の方にも大変失礼な態度で接していると思う。	1	具体的な施策については、いただいた御意見や、社会環境の変化、県民ニーズ、国の動向等も勘案しつつ、当事者など様々な関係者の意見を伺いながら検討・実施していきたいと考えています。
11 男女共同参画について			
184	この多様性の条例では、男女共同参画条例の代わりにはなり得ない。男女共同参画条例は別に定めるべき。	56	本条例は、目指す社会として、男性も女性も性別を理由とする不利益を受けることなく、社会のあらゆる分野に参画し、共に活躍している社会を掲げているとともに、基本理念や県の責務、県民等の役割等も定めており、いわゆる男女共同参画条例の内容は包含していると考えています。今後も男女共同参画社会の実現に向けた取組をしっかりと進めてまいります。
185	条例の下で、男女共同参画を推進してほしい。	9	条例制定により、男女共同参画に関する施策も推進していきたいと考えています。
186	男女共同参画に関する内容が不十分。はっきり分かるように明記してほしい。	20	<目指す社会>②において、「男女のいずれもが、性別を理由とする不利益を受けることなく、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に活躍している社会」を明記しています。 なお、具体的な施策については、千葉県男女共同参画計画などにのっとり、社会環境の変化や、県民ニーズ、国の動向等も勘案しつつ、当事者など様々な関係者の意見を伺いながら検討・実施していきたいと考えています。

No.	意見の概要	同趣旨 の意見 数	県の考え方
187	男女共同参画と性の多様性は別の問題と考える。	1	本条例は、男女や性の多様性などの一人ひとりの様々な違いを多様性として捉え、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会をつくっていかうとするものです。 ＜目指す社会＞②に男女共同参画について、性の多様性については「その他の様々な違い」の一つとして④に、それぞれ記載しています。
188	条例に、「男女共同参画」、「男女平等」、「ジェンダー」等の文言を明記してほしい。	15	男女共同参画社会の実現については、＜目指す社会＞②において、「男女のいずれもが、性別を理由とする不利益を受けることなく、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に活躍している社会」を明記しており、御指摘の趣旨も含まれていると考えています。
12 条例制定後の施策について			
189	県が率先して、女性や障がい者や性的マイノリティの方が活躍できる場を提供してほしい。	1	具体的な施策については、いただいた御意見や、社会環境の変化、県民ニーズ、国の動向等も勘案しつつ、当事者など様々な関係者の意見を伺いながら検討・実施していきたいと考えています。
190	差別禁止や苦情処理について施策を進めてほしい。	3	
191	県民向けに具体的な行動指針を作成してほしい。	1	
192	女性が活躍できる社会づくりや、ジェンダー平等社会の実現に向けた取組を拡充してほしい。	5	
193	男女の賃金格差を解決することなど様々な取組を実施してほしい。	1	
194	性差別をなくすことなど様々な取組を実施してほしい。	1	
195	障害者が生活しやすい環境を整備してほしい。	1	
196	障害などの個性に対する学校の関わり方を公表してほしい。	1	
197	鉄道・バス・タクシー等の公共交通機関の充実を求める。	1	

No.	意見の概要	同趣旨 の意見 数	県の考え方
198	多文化共生のために、広報啓発や教育環境の整備等を行ってほしい。	3	
199	外国人労働者の適切な労働環境を整備してほしい。	1	
200	定年後の教員が柔軟に働けるような再任用のシステムを教育委員会が明示してほしい。	1	
201	子育てや介護等、それぞれの状況に応じた具体的な支援を行ってほしい。	1	
202	誰もが安心して暮らせる環境の整備をしてほしい。特に一人親家庭に向けての、補助金支給額の見直しをお願いしたい。	1	
203	身体の都合上、働きに出る事が難しい方なども取りこぼさず支援する取組にも期待する。	1	
204	教員不足の解消など様々な取組を実施してほしい。	1	
205	選択的夫婦別姓制度を認めるよう、県が国に対する意見表明をしてほしい。	1	
206	国に対して、必要な法改正等を求めて行ってほしい。	1	
207	LGBT理解促進に関する様々な施策を充実してほしい。	1	
208	教育現場において、性別で分けない名簿の使用や、誰もが自由に選べる制服などを県から発信していただきたい。	2	
209	パートナーシップ宣誓制度を導入してほしい。	4	
210	包括的性教育を実施してほしい。	2	

No.	意見の概要	同趣旨 の意見 数	県の考え方
211	包括的性教育につながる恐れがある ので反対である。	2	
212	パートナーシップにおいては 子々孫々に多大なる影響を与え てしまう可能性もあると思う。	1	
213	自身に与えられた性の意味につ いて考えを深める教育が必要。	1	
214	多様性が尊重される社会をつく るためには、学校における価値 観を押し付けない教育が必要。	1	
215	「日本の伝統」でも改めるべき ものは改めてほしい。	1	
216	伝統的な道徳心等を教え、自ら の努力によって成功をつかむこ との大切さを伝えてほしい。	1	
217	武器の取引きを幕張メッセで行 うことが多様性を尊重した考え ではなく残念。	1	御意見として承ります。
13 制定プロセスについて			
218	条例を作るためにもっと時間を かけ、学識経験者や、より多く の県民の意見を聞くなど、拙速 を避け、十分な議論をしてほし い。	58	条例案については、パブリックコメントや市町村への意見照会、男女共同参画推進懇話会等の有識者会議への報告に加え、経済団体や当事者団体等との意見交換も行い、様々な立場の方々の意見を伺いながら、検討を進めております。
219	条例策定のプロセスを公開で進 めるべき。	2	
220	特定の政党と協議して作成した 骨子案は多様性を尊重している とは言えない。	1	
221	条例案で再度パブリックコメン トを行ってほしい。	2	骨子案は、国や他自治体の状況等を調査分析するとともに、有識者からの情報収集や当事者団体との意見交換等も行いながら、検討を重ね、取りまとめたものであり、条例案は、骨子案に関するパブリックコメントの結果を踏まえて作成することとしているため、改めて条例案でパブリックコメントを実施する予定はありません。

No.	意見の概要	同趣旨 の意見 数	県の考え方
222	パブリックコメントが県HPから見つけにくい、意見が出しにくい。	7	いただいた御意見は、今後の参考にさせていただきます。
223	パブリックコメント結果を公表してほしい。	3	ちばづくり県民コメント制度（パブリックコメント）に関する指針に基づき結果を公表しています。
224	他自治体の条例を参考にすべき。	2	他自治体の条例についても調査研究した上で、骨子案を作成しました。
14 その他			
225	解読不能等	3	—
合計		1,279	